

# 権利擁護センターの相談・支援内容

## 福祉総合相談

福祉・生活に関するさまざまな相談に応じ、専門相談機関などと連携して、総合的に支援します。

### ★家計改善支援事業（生活困窮者自立支援）★

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計管理に関する専門的な助言を行います。  
自ら家計を管理できるよう支援し、関係機関と連携しながら生活の再生や自立のためのサポートをします。

### ★貸付事業★

低所得者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行い、世帯の生活の安定と経済的自立を支援します。

#### ★北杜市社会福祉金庫貸付

北杜市内に在住する生活困窮世帯に、一時的に生活に要する資金を貸し付けるものです。

#### ★生活福祉資金貸付

低所得、障がい者、高齢者世帯などの世帯において、世帯の状況と必要に合わせた資金を貸し付けるものです。

### ★緊急食料支援事業★

さまざまな理由により一時的に食料等の確保が困難な世帯からの相談に応じ、状況を伺いながら最大3ヶ月間、緊急的に食料品を提供し、地域における生活が継続できるよう支援します。

## 権利擁護・成年後見制度の相談

権利擁護とは判断能力が不十分な高齢者や障がい者などの方が、あたりまえに持っている権利が侵害されないように守ることで、

権利擁護の普及・啓発をすすめ、権利侵害や成年後見制度の利用に関する相談支援を行います。

### ★成年後見制度中核機関事業★

成年後見制度、任意後見制度の相談に応じ、制度利用を支援し支援関係者との調整を行います。  
ご本人や家族、後見人、支援関係者をサポートし、認知症や障がいがあっても安心して暮らしていけるよう支援するネットワークづくりを行っています。

### ★法人後見事業★

認知症や障がいにより意思決定が困難な方の権利を擁護するため、社協が法人として成年後見制度の利用が必要な方の後見人となります。入院や施設入所の手続き、財産管理などをご本人に代わってお手伝いします。

### ★日常生活自立支援事業★

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるようにサポートします。

- 福祉サービスの利用援助
- 日常的な金銭管理サービス
- 書類等預かりサービス





ご相談・お問い合わせ

☎ 0551-46-1005

受付時間 月曜日～金曜日  
8時30分～17時30分  
※ 土日祝日・年末年始は除きます。



北杜市社会福祉協議会  
権利擁護センター

社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会

〒408-0011 北杜市高根町箕輪新町50番地



誰もが住み慣れた地域で  
安心して生活できるよう  
権利擁護センターが支援します。

北杜市社会福祉協議会

# 権利擁護センター

## 福祉総合相談

- ★家計改善支援事業（生活困窮者自立支援）
- ★貸付事業
- ★緊急食料支援事業

## 権利擁護・成年後見制度の相談

- ★成年後見制度中核機関事業
- ★法人後見事業
- ★日常生活自立支援事業



社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会